

○甲州市景観条例

平成24年12月21日

条例第27号

改正 平成27年3月20日条例第17号

令和2年6月26日条例第24号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 景観形成

第1節 景観計画（第8条・第9条）

第2節 景観形成重点地区（第10条・第11条）

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木（第12条—第17条）

第3章 行為の制限等

第1節 行為の届出等（第18条—第24条の2）

第2節 勧告及び命令等（第25条・第26条）

第4章 市民による景観形成

第1節 景観まちづくりの推進（第27条・第28条）

第2節 景観アドバイザー（第29条）

第3節 景観サポーター（第30条）

第5章 表彰及び助成（第31条・第32条）

第6章 雑則（第33条）

附則

甲州市は、南アルプス、富士山、大菩薩連嶺など三方の山並みや盆地地形などの自然景観と、果樹園などの農林業の営み、由緒ある神社仏閣や庭園、甲州民家に代表される伝統建築、せぎ（堰）と呼ばれる水路など風土の中で培ってきた生業と歴史と伝統が織り成し、豊かな景観を育んできたまちである。

この景観は、私たちの日々の生活に潤いや安らぎをもたらし、また、私たちの地域で誇りを築く市民共有の財産である。

私たち甲州市民は、これらの恵まれた景観を守り、育て、ときには創造しながら次世代に継承していく重要な責務を負っている。

そこで、市、市民及び事業者がそれぞれその果たすべき役割を認識し、協働による景観づくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の特性が活かされた良好な景観を守り、育て、創造し、将来に継承するために必要な事項を定めるとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続等について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者の協働により豊かな景観の実現を図り、もって地域全体の豊かさを共有できるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- (2) 景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。
- (3) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び工作物（土地に定着し、建築物に附属し、又は土地若しくは建築物に継続的に設置されるもののうち、建築物以外のものをいう。）をいう。
- (4) 建築行為等 建築物等の新築（工作物にあつては、新設）、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）をいう。
- (5) 市民 市内に居住、在勤又は在学する者及び市内の土地、建築物等を所有、占有又は管理する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 良好な景観の形成（以下「景観形成」という。）は、景観が市民の共有財産であることの重要性を認識した上で、果樹園と歴史、文化が織り成す魅力あふれる景観を守り育むことを基本とし、市、市民及び事業者の協働により、次に掲げる事項について積極的に推進するものとする。

- (1) 市の自然の特徴である盆地地形と果樹園等による景観の保全に努めること。

- (2) 市の歴史、文化等の資源を活かし、次世代につなげる景観を育むこと。
- (3) 特徴ある甲州民家を大切に守り伝えること。
- (4) 水路など特徴的な水環境を大切にすること。
- (5) 看板や広告を秩序あるものにすること。
- (6) 公共的な施設や空間の質を高めていくこと。
- (7) 市民自らの行動につなげ、地域全体の豊かさを共有するための景観を形成すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、景観形成を推進するための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市は、建築物等の建築等又は公共施設の整備等を実施するに当たっては、景観形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 4 市は、市民及び事業者の景観づくりに対する意識の高揚を図るため、知識の普及及其他必要な措置を講ずるとともに、市民及び事業者の景観形成に資する活動を支援し、その積極的な参加を推進するものとする。
- 5 市は、景観形成の推進に当たっては、市民の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 6 市は、必要があると認めるときは、国、山梨県その他の地方公共団体等に対し、景観形成について協力を要請しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが景観形成の主体であることを認識し、景観形成に対する関心と理解を深め、地域の景観形成に関する活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

- 2 市民は、自らが所有、専用、管理又は使用する土地、建築物等が景観を構成する要素であることを認識し、景観への配慮に努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 市民は、屋外広告物に関する法令及び条例その他景観形成に寄与する法令及び

条例を遵守しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが景観形成の主体であることを認識し、景観形成に対する関心と理解を深め、その事業活動が地域の景観形成に貢献できるよう努めなければならない。

2 事業者のうち建築行為等に係る工事の設計又は施工を業とする者は、自らの業務が景観形成に関わることを認識し、土地、建築物等に関する知識、経験等を活かし、景観形成に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、屋外広告物に関する法令及び条例その他景観形成に寄与する法令及び条例を遵守しなければならない。

(観光客等の責務)

第7条 観光客その他の市への来訪者は、自らのマナー向上に努め、市の目指す景観形成に対し、理解し、協力するよう努めなければならない。

第2章 景観形成

第1節 景観計画

(景観計画の策定等)

第8条 市長は、景観形成についての基本的な方向を明らかにした景観計画を定める。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ甲州市附属機関の設置に関する条例（平成22年甲州市条例第1号）により設置する甲州市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 市長は、景観計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観計画の策定又は変更の提案をすることができる団体)

第9条 法第11条第2項の規定により市に景観計画の策定又は変更の提案をすることができる同項に規定する条例で定める団体は、法第15条第1項の規定により組織された景観協議会並びに第27条第1項の規定により景観づくり住民協定の認定を受けた団体及び第28条第1項の規定により景観まちづくり市民団体の

認定を受けた団体とする。

第2節 景観形成重点地区

(景観形成重点地区の指定等)

第10条 市長は、積極的に景観形成を図る必要があると認める地区を、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定（以下「重点地区の指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、重点地区の指定をしたときは、その旨を公表しなければならない。

4 前2項の規定は、重点地区の指定の変更及び解除について準用する。

(景観形成方針及び景観形成基準)

第11条 市長は、重点地区の指定をしたときは、当該重点地区における景観形成のための方針（以下「景観形成方針」という。）を定めるものとする。

2 景観形成方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 景観形成の目標

(2) 公共施設に係る景観形成についての方針

(3) 建築物等及び屋外広告物に係る景観形成についての方針

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が景観形成のために必要があると認める事項

3 市長は、景観形成方針に基づき、重点地区において必要があると認めるものについて、当該重点地区における景観形成のための基準（以下「景観形成基準」という。）を定めることができる。

4 市長は、第1項の規定により景観形成方針を定めるとき及び前項の規定により景観形成基準を定めようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、第1項の規定により景観形成方針を定めたときは、これを告示しなければならない。第3項の規定により景観形成基準を定めたときも、同様とする。

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等)

第12条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を、それぞれ指定することができる。

- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめその所有者及び権限に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得るとともに、景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、これを告示しなければならない。景観重要樹木を指定したときも、同様とする。
- 4 前2項の規定は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の変更及び解除について準用する。

（現状変更の許可の手続）

第13条 市長は、法第22条第1項本文に規定する景観重要建造物の現状変更について同項本文の規定により許可をしようとするとき、又は法第31条第1項本文に規定する景観重要樹木の現状変更について同項本文の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

（原状回復命令等の手続）

第14条 市長は、法第23条第1項（法第31条第1項において準用する場合を含む。）の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木に係る原状回復命令又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨の命令をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

（管理方法の基準）

第15条 法第25条第2項の条例で定める景観重要建造物の管理方法の基準は、次のとおりとする。

- （1）景観重要建造物を修繕する場合は、原則としてその修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- （2）消火器の設置その他景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- （3）景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- （4）景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議し、当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講ずること。
- （5）景観重要建造物を損傷するおそれのある枯渇した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- （6）法第19条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要

建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、次項各号に掲げる基準に準じて管理すること。

2 法第33条第2項の条例で定める景観重要樹木の管理方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防止するため、その保育の状況を定期的に点検するとともに、病害虫の駆除その他の必要な管理を行うこと。

(3) 景観重要樹木が滅失、枯死等するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議し、当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防止する措置を講ずること。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第16条 第14条の規定は、市長が法第26条の規定により景観重要建造物又は法第34条の規定により景観重要樹木の管理に関する命令若しくは勧告をしようとするときについて準用する。

(援助又は助成)

第17条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者から法第46条の規定による求めがあつた場合において、当該景観重要建造物又は当該景観重要樹木の保存のために必要があると認めるときは、当該所有者に対して助言し、技術的援助をし、又は保存に要する経費の一部を援助することができる。

第3章 行為の制限等

第1節 行為の届出等

(景観形成基準への適合義務)

第18条 法第16条第1項第1号から第4号までに掲げる行為をしようとする者は、その行為が景観計画で定める景観形成基準に適合するものとなるようにしなければならない。

(届出を要する行為)

第19条 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、別表の2第1号に規定する工作物に係る行為に限る。）のほか、市長に届出を要する行為として同項第4号の条例で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定照明（景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第6号に規定する特定照明をいう。別表第4項において同じ。）の新設、移設、改設又は色彩等照明方式を変更する行為
- (2) 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質を変更する行為で、その面積が1,000平方メートル又はその行為により生ずる^{のり}法面若しくは擁壁の高さが3メートル若しくはその長さが20メートルを超えるもの
- (3) 屋外において土石、廃棄物、再生資源その他の物件を堆積する行為で、その高さが2メートル又はその用途に供される土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの
- (4) 道路（私道を除く。）その他の公共の場所から公衆によって望見される森林において木竹を伐採する行為で、伐採される土地の面積が500平方メートルを超えるもの

2 前項各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（届出に係る添付図書）

第20条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号に規定する行為の届出書の提出に当たって添付が必要な図書として条例で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 門、垣、柵、塀、植栽、敷地内通路等の敷地内の外部構成を表示した図面で縮尺100分の1以上のもの
- (2) 屋外の配管、室外機その他の設備の位置形状等を明らかにする図面で、適切な縮尺のもの（建築物の建築等に限る。）
- (3) 市長が指示する地点から建築等しようとする建築物又は建設等しようとする工作物の敷地に向かって当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を撮影した写真に当該建築物又は当該工作物の透視図を合成した、その地点からの当該行為完了後の景観を予想した図面

(届出を要しない行為)

第21条 法第16条第7項第11号に規定する届出を要しない行為は、別表のとおりとする。

(特定届出対象行為)

第22条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為（以下「特定届出対象行為」という。）は、建築物の建築等及び工作物の建設等のうち、前条において届出を要しないものとした行為を除く全ての行為とし、特定届出対象行為をしようとする者は、当該特定届出対象行為を景観計画で定める景観形成のための行為の制限に関する事項に適合させるものとする。

(行為の完了の届出)

第23条 法第16条第1項及び第2項並びに第19条第2項及び第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(事前相談)

第24条 景観計画区域内において法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その行為が同項の規定による届出を要する行為か否かについて市長に相談することができる。

2 市長は、前項の規定による相談があったときは、速やかに当該相談に係る行為が法第16条第1項の規定による届出を要する行為か否かを回答するものとする。

(景観重要公共施設の占用等の事前確認)

第24条の2 法第8条第2項第4号口に規定する景観重要公共施設の占用等の許可に係る申請をしようとする者は、あらかじめ、当該占用等について市長の確認を受けなければならない。

第2節 勧告及び命令等

(勧告及び命令)

第25条 市長は、第21条において届出を要しないものとした行為及び法第16条第7項第1号から第10号までに該当する行為以外の行為について、法第16条第1項の規定による届出（特定届出対象行為に係る届出を除く。）及び第19条第2項の規定による届出をした者に対しては法第16条第3項の規定による勧告を、特定届出行為について届出をした者に対しては法第17条第1項又は第5

項の規定による命令を、それぞれすることができる。

- 2 市長は、前項に規定する勧告又は命令をする必要があると認めるときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ景観審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第26条 市長は、前条第1項に規定する勧告又は命令を受けた者（以下この条において「処分対象者」という。）が当該勧告又は命令に従わないときは、規則の定めるところにより、当該処分対象者の氏名、住所その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ処分対象者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 市民による景観形成

第1節 景観まちづくりの推進

(景観づくり住民協定の認定)

第27条 市長は、市民が景観形成に関する協定を締結した場合において、その協定の内容が地域の景観形成の推進に資するものであると認めるときは、その協定を景観づくり住民協定（以下この条において「住民協定」という。）として認定するものとする。

- 2 前項の規定による住民協定の認定を受けようとする市民は、規則で定めるところにより、その旨を市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により住民協定の認定をしたときは、その旨を公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、住民協定において定められた事項の変更及び住民協定の廃止について準用する。
- 5 市長は、市民が景観形成に関する協定を締結しようとする場合には、第29条第1項の規定により設置する景観アドバイザーの派遣、技術的支援、景観形成に係るまちづくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(景観まちづくり市民団体の認定)

第28条 市長は、景観形成を目的とした活動を行う市民が構成する団体を、景観まちづくり市民団体として認定することができる。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、

その旨を市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により認定した景観まちづくり市民団体の活動内容が、景観形成に資すると認められなくなったときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 市長は、第1項の規定により景観まちづくり市民団体を認定したとき、又は前項の規定により景観まちづくり市民団体の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

第2節 景観アドバイザー

(景観アドバイザー)

第29条 市長は、市民の参加と協力による景観形成を推進するため、景観形成に関する市民活動及び建築物等のデザイン、色彩等に関し専門的な助言等の支援を行う景観アドバイザーを設置する。

- 2 前項に定めるもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項は、市長が定める。

第3節 景観サポーター

(景観サポーター)

第30条 市長は、市民の参加と協力による景観形成を推進するため、景観形成に関する支援活動、事業の企画立案、実施等を行う景観サポーターを設置する。

- 2 前項に定めるもののほか、景観サポーターに関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 表彰及び助成

(表彰)

第31条 市長は、優れた景観の形成に寄与していると認められる建築物等、広告物その他物件の所有者、設計者、施工者その他の関係者を表彰することができる。

- 2 市長は、前項に規定するもののほか、景観形成に関する活動に貢献している個人又は団体を表彰することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により表彰しようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

(助成)

第32条 市長は、景観形成に係るまちづくりを推進している市民、事業者及びこれらの者により構成された団体に対し、景観形成に関する情報の提供、技術的支

援その他の必要な支援を行うとともに、その取り組みに要する費用の一部を助成することができる。

第6章 雑則

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に着手されている法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為及び第19条第1項各号に掲げる行為については、なお従前の例によるものとし、市長に届出をすることを要しない。

附 則 (平成27年3月20日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（別表の1に1号を加える部分及び別表の2に1号を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の甲州市景観条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手される行為について適用し、同日前に着手された行為については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年6月26日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の甲州市景観条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に着手（新条例第24条の2に該当する場合にあっては、同条の占用等に係る申請。以下同じ。）をする行為から適用し、同日前に着手をした行為については、なお従前の例による。

別表（第19条、第21条関係）

- 1 法第16条第1項第1号に掲げる行為（建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）のうち、次に掲げるもの
 - (1) 次に掲げる要件の全てに該当する行為
 - ア 当該行為に係る部分の延べ床面積が10平方メートル以下であること。
 - イ 新築又は新築以外の行為により建築物の高さが変更する場合であって、その高さが用途地域（都市計画法第8条第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）内にある場合は20メートル以下、用途地域以外の地域内にある場合は15メートル以下であること。
 - (2) 外観の変更を伴わない増築
 - (3) 外観の変更に係る部分の面積が100平方メートル以下となる行為
 - (4) 伝統的建造物群保存地区（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項又は第2項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区をいう。）の区域内の行為であって、教育委員会の許可を得たもの
- 2 法第16条第1項第2号に掲げる行為（工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）のうち、次に掲げるもの
 - (1) 次に掲げる工作物の種類に応じ、その高さ又は面積がそれぞれに定めるもの以下となる行為
 - ア 煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫像、遊戯施設、製造プラント、貯蔵プラント、処理施設その他これらに類する工作物 15メートル
 - イ 擁壁、柵、塀その他これらに類する工作物 2メートル
 - ウ 電柱、送電鉄塔、アンテナその他これらに類する工作物 15メートル
 - エ 自立式の太陽光発電設備及び附属施設その他これらに類する工作物 ソーラーパネルの表面積の合計が10平方メートル
 - (2) 外観の変更を伴わない増築
 - (3) 伝統的建造物群保存地区の区域内の行為であって、教育委員会の許可を得たもの
- 3 法第16条第1項第3号に掲げる行為（開発行為その他景観法第16条第1項

第3号に基づき政令で定める行為)のうち、次に掲げるもの

- (1) 都市計画区域(都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域をいう。次号において同じ。)内において行われる開発区域(同条第13項に規定する開発区域をいう。以下同じ。)の面積が1,000平方メートル(勝沼地域(大字の名称に勝沼町を冠する区域をいう。以下同じ。)にあっては、500平方メートル)未満の開発行為
- (2) 都市計画区域外において行われる開発区域の面積が2,000平方メートル(勝沼地域にあっては、500平方メートル)未満の開発行為
- (3) 一団の土地の区域において同一の事業者が複数回に分けて開発行為をする場合は、その開発区域全体の面積が1,000平方メートル(勝沼地域にあっては、500平方メートル)未満である開発行為
- (4) 複数の事業者により行われる開発行為が共同事業によるものと認められる場合は、その開発区域全体の面積が1,000平方メートル(勝沼地域にあっては、500平方メートル)未満である開発行為
- (5) 複数の事業者が既存の開発区域を利用して開発行為をする場合は、その既存の開発区域を含めた全体の面積が1,000平方メートル(勝沼地域にあっては、500平方メートル)未満である開発行為

4 第19条第1項第1号に掲げる行為(特定照明の新設、移設、改設又は色彩等照明方式を変更する行為)のうち、次に掲げる建築物等に対して行われるもの

- (1) 延べ床面積が10平方メートル以下の建築物
- (2) 第2項第1号アからウまでに掲げる工作物の種類に応じ、それぞれ同号アからウまでに定める高さ以下の工作物

5 第19条第1項第3号に掲げる行為(屋外において土石、廃棄物、再生資源その他の物件を堆積する行為)のうち、次に掲げるもの

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用区域内における農業用資材、飼肥料等の堆積
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条に規定する地域森林計画の対象となっている森林の区域内の野積場又は貯木場内における堆積
- (3) 用途地域のうち工業地域又は準工業地域の区域内における堆積
- (4) 90日以下の期間における堆積

